

## 凡例

## 編集方針

この辞典は、法令用語を、新聞で用いられるような一般的なものから講学上のものまで含めて、約一万四一〇〇の項目として採録し、簡潔に解説するもので、日ごろあまり法令なじみのない一般の方々にも手軽に利用ができることをねらいとした。

## 内容基準日

項目選定及び解説内容の基準日は、令和二(二〇二〇)年一月一日とした。ただし、それ以降の法改正も必要に応じて採り上げた。

## 編集の形式

各項目の構成は、原則として、

「見出し」(「仮名見出し」と「項目名の表記」)

及び

「解説」

から成っており、見出しによっては、そこで直接解説を行わず、他の項目に解説を委ねた場合があり、その項目を矢

印(↓)の後に示した。

(1) 「仮名見出し」について

漢字仮名交じりの「項目名の表記」を【】の中に掲げるに先立って、その読み方を仮名見出しとして冒頭に示した。

読み方は、一般に用いられているところに従い、必要に応じて実務上の慣用によった。なお、検索の便宜上、「日本」は「にほん」と表記した。

「仮名見出し」は、外来語を片仮名で表記したほか、原則として平仮名ゴシック体で掲げた。

また、「仮名見出し」の配列は、単純五十音順とした。五十音順は、一般の国語辞典等の例にならった。

仮名の連続を読み取りやすくするために、語のましまりごとに「・」記号で区切った。ただし、語のましまりの認め方は、必ずしも語の意味上の切れ続きには合致しない場合もある。なお、平仮名部分と片仮名部分との間は、「・」記号を省略した。

「仮名見出し」が最長一行を超える場合、超える部分を省略し、省略した部分があることを示すために末尾に一字分の「…」を付けた。

(2) 「項目名の表記」について

イ 「項目名の表記」は、【】内にゴシック体で示した

(欧文の場合は、ボールド体で示し、英語以外はその言語名が明らかになるように示した。例、ドイツ語Ⅱ[F]、フランス語Ⅱ[G]、ラテン語Ⅱ[H]等)。

項目名の漢字表記に当たっては、原則として、一般に法令集や判例集等において用いられているものを使用した。

表記形が複数ある場合(①漢字表記が複数ある場合〔例、「尋問」と「訊問」〕、②漢字で表記する場合と仮名で表記する場合〔例、「あっせん」と「斡旋」〕)には、「項目名の表記」欄に複数掲げたが、場合によっては、別に項目を立て、又はその趣旨が分かるように解説文中に説明を行った(例えば、①「規正」、「規制」、「規整」についてそれぞれを別の項目として設け、②「訴訟係属」の項目の解説中において、「かつては『繫属』と表記」したと示しているように)。

現在、内閣法制局では、「常用漢字表」等(それ以前では「当用漢字表」、「当用漢字音訓表」等)の実施の趣旨にのっとり、「法令における漢字使用等について」(平成二十二年一月三〇日内閣法制局総総第二〇八号)に従って法令の起案に当たっており、この辞典においても、ほぼこれに従ったが、過去の法令や判例、また、講学上の用語も収録する必要があるため、原則外の漢字・読みを使用した場合には、項目名表記については次の□に示す記号を付してその旨を明らかにし、解説

文中においては必要に応じて振り仮名を付す等の手当てを行った。

□ 項目名において前述した原則以外の表記を用いた場合等には、次のような形式で、その趣旨を明らかにした。

A 漢字表記を行うに当たって、常用漢字表外の漢字を使用する場合にはその漢字の右横に白丸(例、瑕疵)を付け、常用漢字ではあるがその音訓が表外である場合には黒丸(例、扶け合い義務)を付けて、その趣旨を明示した。

B 当該項目名に、複数の表記形がある場合(今日一般に法令上では仮名で表記する場合を含めて)、法律を学ぶ上で必要と考えられる範囲でその趣旨が明らかになるように複数掲げた。その場合には、原則として一般的に使用されるものを先に掲げた。

ハ 「項目名」は、原則として、正式名称を主とし、その見出しのもとで解説を行った。必要に応じて略称、別称も掲げたが、そこで直接解説を行わない場合は、矢印(↓)で解説の加えてある項目を指示した。

(3) 解説について

イ 「解説」は分かりやすく簡潔を旨とし、説明のまとまりを、①②③として括った場合がある。また、法領域の区分について、123でまとめた場合がある。

「解説」は、見出しに立てた項目名について、主として法令や法制上の意味、用法を示したもので、多くの場合、その語の一般的な意味、用法には特に触れていない。法制の範囲外で、その語が用いられることを妨げようとするものではない。

例えば、「さんかい」【散会】は、国会での用法について解説しているが、この語は国会外でも一般に用いられるものであって、それについて制限する趣旨ではないことは言うまでもない。

□ 当該項目の解説を理解するのに役立つと思われる他の項目がある場合には、矢印（→）でその項目名を指示した。

ハ 解説文の表記においても、「法令における漢字使用等について」等の実施の趣旨を尊重したが、「常用漢字表」等に掲げられているもの以外の表記をする場合には、項目名に既に用いられている場合を除いて、当該漢字の直後にその読みを括弧（かっこ）内に小活字で付した。また、表内の漢字であっても、読みに迷うと思われる場合には同様にした。

また、解説文の性格上、必ずしも法文の書き方に従わない場合がある。

二 解説文中で条文や判例の典拠を示す必要がある場合は、出典名を煩さにならない程度で、括弧内に小活字で示した。また、典拠が多数ある場合には中心的と思

われるものを選んで掲げた。

引用することの多い法令名は、略語を用いた。略語は、巻頭に「法令名等略語」を掲げて一覧できるようにした。

条数は漢数字で、項数は①②③…、号数は①②③…で示した（例、民八一四①①は、民法第八一四条第一項第一号の意）。同一法令の条数は中黒（・）で区切った。条、項、号が連続する場合は中間にあるものは省略し「〜」の表記とした。また、附則は「附」、但書は「但」と表記した。

現在効力がない法令で、同名の新材がある場合は、新旧の区別を明らかにするため、旧法令には法令名の冒頭に「旧」を付した（例、旧民訴）。また、改正等により現在効力のない条文を示す場合、条数の直前に「旧」を付した（例、民旧三七八）。なお例外として、明治二三年に公布され施行されなかった民法は「旧民法」と表記し、昭和二二年に改正される前の民法は「民法旧規定」と表記して区別した。

ホ 解説文中で引用する条文等は、「」で括り、送り仮名、仮名遣いともに原文のまま（片仮名法令におけるいわゆる枝番号の条を表示する場合の「ノ」についても同様）とし、常用漢字以外の漢字には括弧書きで読みを付した。

ヘ 解説すべき項目が法令名であるときは、現行法令に

については、冒頭に公布年・法令番号を示し、また、廃止・失効法令については、解説文中に括弧書きで、公布年・法令番号及び廃止年を示した。

年月日は、和暦を原則とし、内容によっては西暦を用いた。また、判例の年月日の表示においては、適宜、中黒を使用した（例、昭二二・五・二七）。

ト 解説文中で行政機関の「主任の大臣」としての内閣総理大臣を示すときは、「内閣総理大臣（内閣府）」というように、その行政機関を括弧に入れて示した。